

輸送の安全に関わる情報公開

令和7年4月24日

名士バス株式会社

安全統括管理者 左近 一夫

弊社は、安全マネジメントに係る情報の公開について、下記のとおり公開します。

1. 輸送の安全に関する方針

- (1) 代表者は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社員に関係法令等の遵守と安全最優先の意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する法令および関連する規程を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。
- (3) 安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行します。

2. 輸送の安全に関する目標 及び 達成状況

[目標] 【事故ゼロを目指しましょう！】

重大事故 0件、人身事故 0件、物損事故 0件

令和7年度【安心安全な運行のために】

- ・「大丈夫だろう」その過信が、事故のもと。右左折、バック、出会い頭に要注意
- ・ゆとりを持った運転（急がない、焦らない、慌てない）
- ・イライラ運転の防止と思いやりの徹底

[直近2年の達成状況]

自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（報告義務のある重大事故）

令和5年度（乗合）人身事故0件 物損事故0件

（貸切）人身事故0件 物損事故0件

令和6年度（乗合）人身事故1件 物損事故0件

（貸切）人身事故0件 物損事故0件

3. 事故の統計

軽微物損を含む事故件数（有責無責問わず）

令和5年度（乗合）4件（貸切）6件

令和6年度（乗合）6件（貸切）3件

重大事故：2024年8月18日 弊社路線バスが市道から国道に入った直後のカーブで対向車線にはみ出し、信号待ちのバイクに衝突し、バイクの運転手に脊椎損傷の重傷を負わせました。

教 育：運転者は特別診断と特別指導を受け、安全統括管理者及び運行管理者は運輸局の特別

講習を受講しました。

再発防止：かねてよりヒヤリハット報告が多く上がっている交差点であり、再発防止策としてドライブレコーダーによる教育や、乗務前に運行管理者がより一層の注意喚起をいたします。また他のヒヤリハットが多い地点についても周知と注意喚起を徹底いたします。

物損事故：主に敷地内での駐車時における接触事故です。最後まで気を抜かないよう注意喚起していきます。

4. 輸送の安全のために講じた措置および計画

	令和6年度費用	令和7年度予算
全貸切車両デジタルタコグラフの導入(ドライブレコーダー一体型)	497万円	
デジタルタコグラフ保守料	14万円	35万円
アルコールチェッカーの入換	53万円	
適性診断・適齢診断	5万円	5万円
外部機関講習(NASVA)等	7万円	4万円
インフルエンザ予防接種	3万円	5万円
睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等	20万円	2万円
脳ドック健診	4万円	4万円

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

安全管理規程 及び 緊急連絡網 参照

6. 輸送の安全に関する教育および研修

運転者年間指導計画(4頁)

(1) 運転者の教育と健康管理について

- ① 貸切バス初任運転者に対する教育(5頁)
- ② 運転記録証明書及び適性診断
- ③ アルコールチェック100%実施
- ④ 貸切バス選任運転者への再教育(毎4月)
- ⑤ 消火器・発煙筒・非常脱出訓練(年1回)
- ⑥ モービルアイ(衝突警報装置)を活用した教育(年1回)
- ⑦ 年6回(春・初夏・夏・秋・冬)交通安全運動習慣の重点教育
- ⑧ 年2回(夏・冬)定期健康診断の実施と健康管理指導
- ⑨ ドライブレコーダーによる指導教育(夏・冬、年2回)

(2) 運行管理者の教育について

北海道運輸局における定期的な「整備管理者選任後研修」の受講

(3) 整備管理者の教育について

自動車事故対策機構における定期的な「指導講習」の受講

7. 貸切バス初任運転者に対する教育（5頁）

8. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づいて講じた措置及び講じようとする措置

監査日	監査対象	監査員
2025年3月17日	代表取締役・・・	運行管理者 Y
2025年3月18日	安全統括管理者・・・	営業課長 A

監査報告書総括

今年度は乗合運行で重大事故が発生したため、その原因と被害者への対応、運転者と運行管理者への再教育、再発事故防止策を中心に監査を行った。再発防止策としては、ヒヤリハット報告の多い地点における事故であったことから、ヒヤリハットの周知徹底、指導の徹底、ヒヤリハット地点のある路線を乗務する前に運行管理者から注意喚起をすること等を再確認した。

前年度の課題であった社内の情報伝達については、今年度下半期になり文章を掲示・回覧することによって大幅に解消された。

貸切車両のデジタルタコグラフの導入については、運転者の意識が高まっているとの感触があり、良い傾向にある。

また今年度新たに「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査」を、国土交通省の健康ガイドラインに沿って実施した。結果、治療を開始した者が出たが、正しく治療を行えば解消される症状であるので、今後も運転者の健康、及び安心安全な運行のために行っていきたい。

9. 安全管理規程（HP内参照）

2013年11月1日制定

2024年8月11日改定

交通事故防止 及び 運転者年間指導計画

令和7年4月1日

期間	実施事項	実施日	☆ 対照 番号	指導監督指針及び法令等の項目	備考				
4月	貸切運転者教育 テキスト 会社独自 『主な運行する道路の交通状況、 及びヒヤリハット』 国土交通省 『運転者に対して行う一般的な指 導及び監督の実施マニュアル』		1	①事業用自動車を運転する場合の心構え	教本の読了 ・心構え ・運行前確認 ・乗降時、走行中、休憩時の留意事項 ・マナー ・始業、終業点呼 ・車両の日常点検 ・大型バス等の構造上の特性 など				
			2	②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項					
			3	③事業用自動車の構造上の特性					
			4	④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項					
			5	⑤旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項					
			6	⑥主として運行する路線もしくは経路または営業区域における道路および交通の状況					
			7	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法					
			8	⑧運転者の運転適性に応じた安全運転					
			9	⑨交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法					
			11	異常気象時における対処方法					
			13	⑩安全性の向上を図るための装置(A S V 車両等)を備えた貸切バスの適切な運転方法					
			6~14日	新入学(園)期の交通安全運動			7	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	重点実施事項の周知
							9	⑨交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法	思い込み運転、飲酒運転の危険性
5月	月間 定期健康診断		10	⑩健康管理の重要性	診断結果による個別指導 ・過労、血圧 ・飲酒・食事等生活習慣				
5月	月間 車両総点検整備強化				始終業点検の強化 (シートベルト、冷房設備、油漏れ・電気系統等の点検)				
6月	月間 バス安全確認強化月間 (貸切) ・シートベルト着用の徹底 (乗合) 社内事故防止キャンペーン ・走行中の移動 ・戸挟み		4	④乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	・点呼前指導の強化				
			7	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	・乗客乗車後の確認の徹底				
7月	13~22日 夏の交通安全運動		7	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	・交通事故防止				
7月	13日 飲酒運転根絶の日		9	⑨交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法	・シートベルト着用強化 ・飲酒運転根絶				
8月	ドライブレコーダー講習		14	⑭ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	ヒヤリ・ハット体験、運転記録計による教育等を含むグループ講習				
9月	21~30日 秋の交通安全運動		7	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	・交通事故防止 ・シートベルト着用強化 ・錯覚の危険性				
			9	⑨交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法	・居眠り運転防止 ・飲酒運転根絶 ・日常点検				
10月	11~20日 事故防止 ・車両総点検				暖房設備、油漏れ・電気系統等の点検				
	訓練 ・消火器、発煙筒等 ・非常口の確認 ・モバイルアイを備えた車両の運転		12 13	⑭非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い、 ⑪安全性の向上を図るための装置(モバイルアイ衝突警報装置)を備えた貸切バスの適切な運転方法	消火器・発煙筒訓練、 非常口の確認 衝突警報装置の動作確認				
11月	13~22日 冬の交通安全運動		7	⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	事故防止強化				
			9	⑨交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法	・冬期特有の事故防止 ・飲酒運転の根絶 ・車内事故防止 ・踏切事故防止				
			11	異常気象時における対処方法	・覚醒剤等薬物使用禁止 ・デイ・ライト運動実施				
12月	上旬 定期健康診断		10	⑩健康管理の重要性	診断結果による個別指導 ・過労、血圧 ・飲酒・食事等生活習慣				
	ドライブレコーダー講習		14	⑭ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	ヒヤリ・ハット体験等を含むグループ講習				
	年末年始輸送安全総点検				運輸局通達に基づいた各種点検・指導				
1~3月	異常気象		11	異常気象時における対処方法	パトロール及び報告等による道路状態の把握、指導				
2月	救急救命講習				消防署の講習会				
通年 (随時)	適性診断 ○一般診断：3年に1度 ○65~74歳 (適齢：3年に1度) (貸切適齢は2年に1度) ○75歳以上適齢：1年に1度 運行記録計による個別指導 法定速度、一定速度、休憩等 模範運転例の教育等 貸切運行経路総点検		8	⑧運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断の結果に基づく個々の運転者の特性を自覚させる。 特に初任運転者・高齢運転者・事故惹起者には特別指導あり				
			9	⑨交通事故に関わる運転者の生理的および心理的要因およびこれらへの対処方法	・視力 ・視界 ・反応時間				
				運行管理者による、運行経路の実走調査及び総点検	情報共有の徹底				

※【実施】欄には、☑もしくは月日を記入する。やむを得ず時期をずらした場合は実行月日を記載すること

☆対照番号：貸切バス事業者安全性評価認定制度様式3-3-④「指導監督等」の指導項目番号

5. 貸切バス初任運転者に対する教育について

弊社では、運輸規則に定められている貸切バス運転者への初任教育を、次の通り実施しています。

1) 初任教育対象運転者

- ①乗合バス運転者として弊社で一定の経験を積んだ者
- ②新たに採用した者で、他社で貸切運転者として必要と認められる乗務経験がある者

2) 指導内容

	教育項目		教育時間
座学	1	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項	計10時間以上
	2	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法	
	3	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項	
	4	危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法	
	5	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法	
	6	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	
実技	7	安全運転実技 ※指導者が添乗し、その指導の下に、初任運転者本人が運転する。	計20時間以上

3) 添乗指導員

指導員	運行管理者資格	貸切バス運転歴20年以上	指導経験年数
A	○	○	11年
B	○	○	5年
C	○	○	1年

4) 教育指導車種区分 大型貸切バス

5) 最新の教育歴 (2024年4月1日以降)

運転者①	2024年11月14日	～	2024年11月18日
運転者②	2024年11月21日	～	2024年11月28日

6) 主な実走ルート

- ▼(1) 名寄本社～興部～紋別～遠別～北見峠～愛別～剣淵～名寄本社
- ▼(2) 名寄本社～興部～紋別～遠別～紋別～興部～名寄本社
- ▼(3) 名寄本社～中川～稚内～中川～名寄本社
- ▼(4) 名寄本社～当麻～旭川空港～上富良野～美瑛～当麻～名寄本社
- ▼(5) 名寄本社～士別～小平～羽幌～手塩～幌延～音威子府～名寄本社
- ▼(6) 名寄本社～士別～苫前～小平～名寄本社